

非常災害対策について

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

【基準条例】第40条及び第83条において準用する第40条

- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、**非常災害に関する具体的計画**を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- ・ 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

1. 非常災害対策計画について

① 非常災害対策計画の策定義務について

- ・ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、「火災」、「風水害（水害や土砂災害）」、「地震」等に対処するための計画の策定が義務付けられています。
- ・ 火災については、消防法に基づく消防計画の策定義務がある事業所については、消防計画を消防署に提出している場合は、新たに火災に対する非常災害対策計画の策定は不要。（→消防計画策定義務がない場合は、策定義務あり）

② 非常災害対策計画に盛り込む具体的項目例

- ・ 事業所の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制

「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和2年7月22日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）より

③ 計画の周知について

作成した非常災害対策計画については職員に周知徹底を図り、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有するようにしてください。

【資料⑥】非常災害対策について

2. 非常災害対策計画に基づく訓練の実施について

- ・ 火災、風水害及び地震の発生を想定した避難訓練を定期的（少なくとも年1回以上）実施してください。
- ※ なお、消防計画作成義務がある事業所については、消防法令に基づき、火災に対する避難、消火訓練を年2回以上実施が必要。
- ・ 実施した際は、実施内容を記録してください。
- ・ 実施後、訓練内容を振り返り、必要に応じて計画の見直し等を行うことが望ましい。
- ・ また、非常災害が発生した場合は地域住民の協力が必要になる場合があるので、避難訓練の実施にあたっては、地域住民の協力を得られるように努めてください。

3. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び提出について

- ・ 次の地域に位置し、西宮市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた事業所については、避難確保計画を作成し市（地域防災支援課）に提出する必要があります。
 - ① 洪水浸水想定区域（武庫川、有馬川、夙川）
 - ② 土砂災害警戒区域内
- ・ ①、②に該当する地域に所在するか、避難確保計画の作成や提出については、西宮市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」（ページ番号：43297311）をご確認ください。

以上